

＼ 従業員の成長を応援する企業をバックアップ！ ／

うるま市 従業員成長応援 支援金事業

≫ 市内企業が従業員のスキルアップを目的として、経営上で必要となる資格技能等の習得にかかる費用を負担した場合、その経費を支援金として補助します！

POINT 1



1人最大10万円の補助

従業員の資格取得や技能講習にかかった経費を支援！
最大5人まで申請可能です。

POINT 2



幅広い資格・技能が対象

事業の経営に必要な専門資格・各種講習・試験が対象。現場の即戦力やスキルアップに！

POINT 3



PCで簡単オンライン申請

オンライン申請なら24時間いつでも申請OK！

※予算に達し次第終了となります

年齢制限なし！
資格技能等を取得（合格・修了）した
常勤勤務の従業員の方が対象となります。
詳細はHPをチェック！



うるま市ホームページ ▼



うるま市従業員成長応援支援金事業

市内企業が、従業員の人材育成を目的として負担する、経営上で必要となる資格技能等の習得に要する経費に対して支援金を支給します。

対象要件

- 市内に所在する事業所（支店・工場等を含む）で、当該事業所に常勤で勤務する従業員であること。※雇用主は対象外
- 従業員が資格技能等を取得（合格・修了）したこと。
- 当支援金とは別に補助金等の交付を受けていないこと
- 令和8年4月1日から令和9年2月28日までに取得した資格技能等
※外国人労働者については、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格「特定技能」を有する者に限る

対象資格

次のいずれかに該当するもの。

※ただし、汎用性、趣味性の高い資格技能等のための研修又は試験等は対象外（例：普通自動車免許等）

- 事業を営むうえで習得する必要がある資格技能等であること。
- 事業の経営に関係し専門性のある資格技能等であること。

支援金の額

- 支援金の額は、資格技能等に係る受験・受講の経費の額とする。※対策講座等は対象外
- 従業員1人につき1回限り10万円を上限とし、1事業所につき申請できる人数は5人までとする。 ※段階的に修了証が交付される研修等については、修了証1枚につき1回の支援とする。
- 支援金の額に千円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

必要書類

- 申請書兼請求書（様式第1号）※オンライン申請の場合は提出不要
- 資格技能等を受験又は受講したことが確認できる書類
- 資格技能等の取得に要した経費を事業者が負担したことが確認できる書類（領収書等）
- 資格技能等の取得（合格・修了）が確認できる書類
- 常勤で勤務する従業員であることがわかる書類
※雇用保険被保険者証、在職証明書等 ※特定技能外国人の場合は在留カードの写し等含む
- 振込先の口座情報がわかるもの（通帳の写し等）

受付期間：令和8年9月7日～令和9年3月12日まで

※予算に達し次第終了となります。



オンライン申請もOK！
詳細はこちらから



Point 1

Point 2

Point 3

Point 4